

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

2020年4月24日
日本共産党秋田県委員会
委員長 米田吉正
県議会議員 加賀屋千鶴子

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

全国に緊急事態宣言が発出され、本県でも21日、全県に休業要請が発出され、同時に休業協力事業者に30万円、60万円の協力金給付も発表されました。

23日現在、判明した本県の感染者は16名とされていますが、県民は学校の休業、卒業式の中止時から不要不急の自粛、飲食店への自粛、各種イベントの中止などを行ってきました。このため、関連する様々な業種が影響を受け、暮らし・経営と雇用・教育など深刻な不安が広がっています。

貴職、並びに職員は県民の命と暮らしを守るうえで鋭意努力されていることに関して敬意を表するところでありますが、わが党の県民アンケート（ネットアンケート含む）や聞き取り調査においては、なお一層の実効ある施策が望まれております。

当委員会として、さる2月28日付けで、県知事あてに新型コロナウイルス感染症対策に関する第一次要望を申し入れました。

その要望事項のさらなる具体化、徹底をすすめることとあわせ、今日の事態のかつてない緊急・重大性を共通の認識にし、「コロナ特例」ともいふべき必要な対策を迅速に決断、実行する基本姿勢をつらぬき、県民の切実な声に応えるうえで、対応する施策を緊急に実施いただきたく、別紙のとおり、第二次として要望するものです。

以上

付記 要望は、医療・福祉関連9項目、学校・教育関連12項目、雇用・労働関連5項目、経営・事業者関連8項目、農・漁業関連4項目、その他8項目、計46項目です。

新型コロナウイルス感染症対策についての第二次要望

医療・福祉関連

- ①ドライブスルー方式を含め検査施設、検査カ所、検査件数(PCR・抗体・抗原)を抜本的に増やすこと。
- ②発熱外来(駐車場、公園などに簡易診察室)を増やすこと。
- ③重症者受け入れ病床を増やすこと。
- ④中等症者を受け入れる病院を確保すること。
- ⑤軽症者・無症状者の療養施設を各医療圏に設置すること。
- ⑥医療、介護、障害施設にマスク・消毒液・フェイスシールド・防護服など充足すること。
- ⑦保健所および感染症対策にあたる職員を増員すること。
- ⑧介護事業所、障がい者施設の減収分の補償を。
- ⑨空床確保と国の補助金引き上げを求め、医療機関への損失補てんをおこなうこと。

学校・教育関連

- ①発熱児童生徒の休息室は保健室と区別して設置すること。
- ②学びの保障のため、分散登校など工夫をはかり、教育格差が生じないようにすること。
- ③大学・専修学校におけるオンライン授業にはパソコン無料貸し出し、ネット環境整備に助成を行うこと。
- ④非常勤講師の給与を補償すること。
- ⑤感染防止の観点から、中高生の制服登校から私服等日々洗濯できる服装登校を認めること。
- ⑥アルバイト学生の収入8割補てんなど苦学生の支援、授業料免除をはかり、大学・専修学校などの学生に無償でアパート、県住等の斡旋を行うこと。
- ⑦授業料の減免と奨学金返済の免除を行うこと。
- ⑧給付制の奨学金支給を感染症収束まで行うこと。
- ⑨学童保育指導員の増員と運営費補助、保育費の免除を行うこと。
- ⑩学童保育の密を避け、空き教室・児童館・コミセンなどを活用すること。
- ⑪学校に感染者があった場合(児童・職員問わず)は、児童も職員も休業とすること。
- ⑫給食食材納入業者の損失を補償すること。

雇用・労働関連

- ①雇止め、失業不安をなくすこと。
- ②雇用調整助成金事業主負担分全額補助(1/10)*国9/10負担派遣社員、フリーランスも正社員同様に給付すること。
- ③雇用調整金申請支援(代行経費全額補助)をはかること。
- ④解雇、内定取り消し有給休暇取得強要等、法令違反を無くす取り組みと、

臨時公務員等、緊急雇用対策をおこなうこと。

⑤テレワーク・時差出勤を推奨し、庁舎で率先実施すること。

経営・事業者関連

- ①祭り・イベント中止に伴う、関連事業者の損失補償を行うこと。
(竿灯まつりにかかる、半纏・提灯事業者は年間収入の大半を占めている。
中小宿泊業者、観光バス事業者もこの時期の減収は大)
- ②タクシー・運転代行事業者へ損失補償を行うこと。
- ③文化・スポーツ等のイベント中止・自粛や事業活動の休止に伴う営業損失の補償を行うこと。
- ④持続化給付金は家賃、リース代など固定費を補償する給付として継続的に行うこと。
- ⑤写真店、花屋、クリーニング店、酒店、贈答品店、理美容室等への損失補償を行うこと(入学・卒業・退職・結婚式・式典・イベント中止による)
- ⑥温泉、宿泊業へ上下水道使用料免除を行うこと。
- ⑦飲食物の出前、テイクアウトを行う業者に助成金を支給すること。
- ⑧公共事業発注迅速化、物品早期購入、補助金等支払いの前倒しをはかること。

農・漁業関連

- ①畜産農家(酪農・肥育)の損失補償を行うこと。(学校休業による給食中止のため。外食自粛による需要減)
- ②花き農家の損失補償を行うこと。(学校休業、イベント中止による)
- ③海水産物業者の損失補償を行うこと。
- ④ネット販売など、営業形態変更に伴う支援を行うこと。

その他

- ①DV・子どもの虐待から命を守るため、市町村ごとの相談室を開設し、緊急避難施設を用意すること。
- ②医療従事者、社会インフラ維持従事者家族、感染者・その家族への差別、偏見防止を徹底すること。
- ③各種資格取得にむけた講習・試験は実施方法、実施時期を検討すること。
- ④市町村とも協議し、税、固定資産税、社会保険料、国民健康保険などの減免、支払い猶予を行うこと。
- ⑤災害発生時の避難所開設時の感染対策を検討し不測の事態を回避すること。
- ⑥相談窓口(ワンストップ)を増設し、県民市民に寄り添い、解決に向けた制度の紹介や、新たな問題にも積極的に予算措置を図ること。
- ⑦国・県・市町村の救済制度のわかりやすい紹介を広報すること。
- ⑧国に財政措置の増額要求を行うとともに、中止される事業、先延ばし可能事業、不要不急の事業を見直し、予算の組み替えを行い、財源を確保すること。

以上